



第2次 とよあけ男女共同参画プラン

The Second plan for Gender Equality in TOYOAKE

—市と市民の協働による男女平等社会の実現をめざして—

For the goal of Gender Equality : In collaboration with the government and people of TOYOAKE

平成19年度～26年度
2007-2014



豊 明 市



はじめに



わが国を取り巻く社会構造は、少子高齢化、不安定な経済状況、国際化・情報化の急速な進展により、厳しさを増しております。

豊明市では、「協働で創るしあわせ社会」を基本理念として、平成18年度からの10年間の長期指針である「第4次豊明市総合計画」を策定しました。

個人の尊重と男女平等は、日本国憲法で保障された基本的人権です。

男女共同参画の意識は緩やかに浸透していますが、市民を対象としたアンケート調査により寄せられたご意見でも、性別による役割分担意識や性差による人権侵害など、男女共同社会の実現にはまだ多くの障害が残っています。

このような状況の中、「市と市民の協働による男女平等社会の実現」を基本理念として、豊明市の男女共同参画を推進する指針である「第2次とよあけ男女共同参画プラン」を策定しました。

この計画を基に、家庭や地域、職場、施策・決定方針の場など、あらゆる分野での男女共同参画意識の周知徹底を図ってまいります。また、市民の皆様により、市が行う施策や事業を示すことにより、計画を推進してまいりますので、参画と協働くださいますようお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたり、豊明市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様から心から感謝申し上げます。

平成19年3月

豊明市長 都築龍治

目 次

第1章 基本構想

1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の性格	6
3. 計画策定の経緯	7
(1) 世界と日本の取り組み	7
(2) 愛知県の取り組み	8
(3) 豊明市の取り組み	8

第2章 基本的方向

1. 基本理念	1 1
2. 基本目標	1 2
3. 計画の期間	1 2

第3章 基本計画

1. 体系図	1 4
2. 計画内容	1 5
I 男女平等教育・啓発の推進	1 5
重点課題1. 男女平等教育の推進	1 6
重点課題2. 男女共同参画意識の啓発	1 8
重点課題3. 人権の尊重	2 0
II 社会参加における男女共同参画の推進	2 3
重点課題1. 地域社会での男女共同参画の推進	2 4
重点課題2. 就業における男女平等	2 6
重点課題3. 社会的性差のない環境づくり	2 9
III 生涯にわたる安心・安全な生活の確保	3 0
重点課題1. 次世代育成支援	3 1
重点課題2. 高齢者・障害者支援	3 3
重点課題3. 心と身体健康支援	3 5
重点課題4. 社会的支援の拡充	3 6
IV 計画の推進・評価	3 8
重点課題1. 推進及び評価	3 9
重点課題2. 庁内体制の整備	4 1
3. 事業計画	4 3
4. 計画推進のための参考指標	5 3

資料編

1. 法令等	5 6
「日本国憲法(抄)」「男女共同参画社会基本法」	
「愛知県男女共同参画推進条例」「豊明市男女共同参画懇話会設置要綱」	
「豊明市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱」	
「豊明市男女共同参画推進担当者設置要綱」	
2. 男女共同参画に関する年表	6 8
3. 基本用語解説	7 1

第1章 基本構想

1. 計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会・経済環境は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化、国際化・情報化等の急速な進展によって、大きな転換期を迎えています。家族の多様化や女性の社会進出等によって、私たちのライフスタイルも急激に変化してきました。こうした社会の変化に対応し、将来にわたり豊かで活力ある社会を築いていくため、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会のあり方を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

豊明市は、“男女は平等・対等な人格であり、尊重されるべき存在であることをお互いに理解し合い、それぞれの生き方の選択を認め合うなかで、誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会の発展に寄与できる家庭環境、教育環境、地域環境を整える”ことを基本理念とした「とよあけ男女共同参画プラン」を平成10年に策定し、その施策推進に取り組んできました。

男女共同参画の意識は徐々に浸透し始めています。しかし、社会的制度・慣行の中に残る性別による役割分担意識や性差による人権侵害も男女平等社会実現の大きな障害となっています。

このような状況を改善するために、家庭や地域、職場、政策・方針決定の場など、行政をはじめとした社会のあらゆる分野で男女共同参画意識を周知徹底させることが重要です。

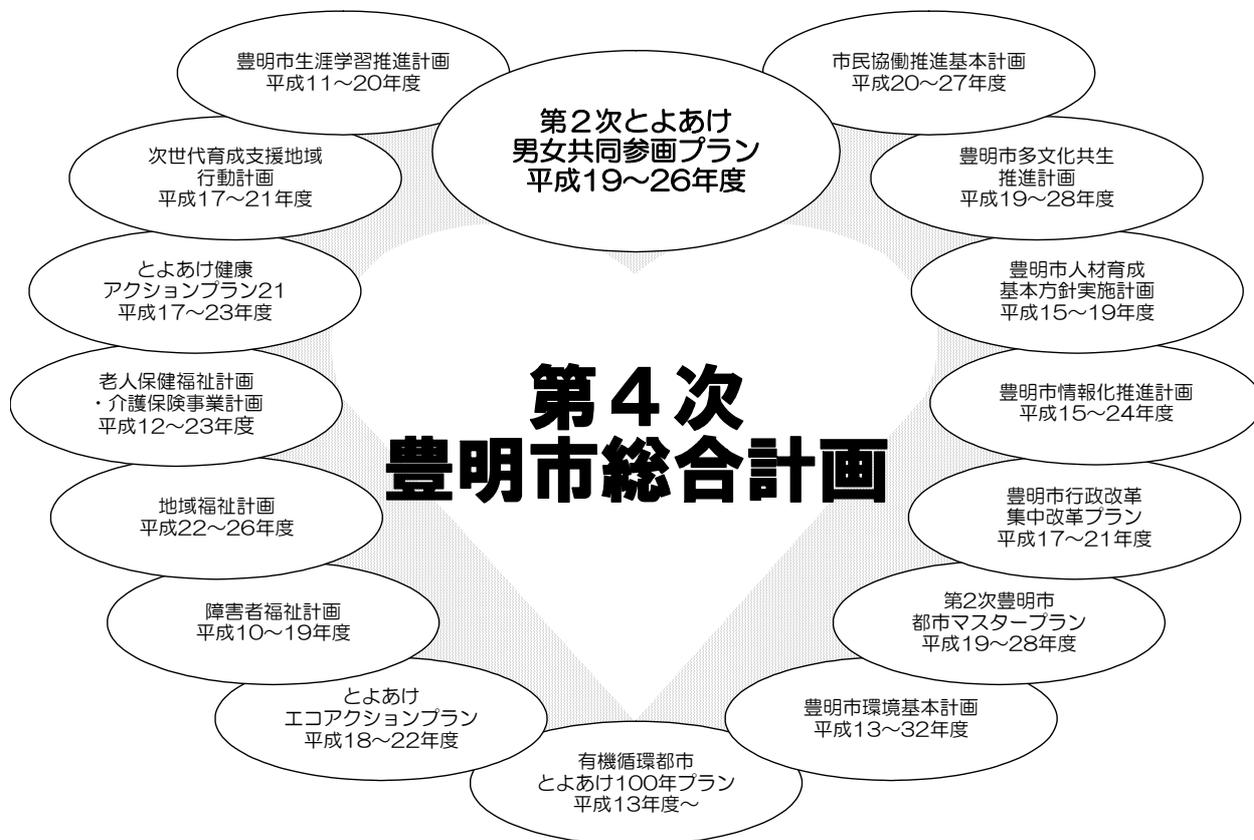
豊明市が今後さらに男女共同参画を推進する新たな指針として、社会情勢の変化に対応した「第2次とよあけ男女共同参画プラン」を策定します。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

このプランは、「第4次豊明市総合計画」
を上位計画としています。



第2次とよあけ男女共同参画プランは、
各分野を横断するものであり、個別の部
門計画と密接に関連しています。

※ ここに記載した個別の部門計画は、第3次
豊明市総合計画に基づき策定されたもののほ
か、第4次豊明市総合計画で策定予定の計画
を含みます。

第4次豊明市総合計画（平成18年度～27年度）

第2編 基本構想 第4章 施策の大綱

5 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

〈男女共同参画と多文化交流の推進〉

市民の主体的な活動を活発にするために、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画できる男女共同参画社会の構築を推進するとともに、海外をはじめとする多文化との共生に対する市民の理解と国内外との交流活動を促進し、開かれた地域社会を形成します。

第3編 基本計画 第3節 部門別計画

第5節 交流と市民参加 第1項 参加と協働

4 男女共同参画

2. 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえた法定計画であるとともに、男女共同参画に関する施策を推進するための基本的な計画です。「第4次豊明市総合計画」との整合性を保ち、男女共同参画に関する課題解決のために市が行う施策の方向と主な事業の計画を策定したものです。

男女平等社会の実現のため、市が行う施策や事業を市民に示し、市民の参画と協働により計画の推進を図っていきます。また、市行政の権限を越えるものについては、国、愛知県、事業者等に対し、その実現に向けて積極的に働きかけていきます。

〈策定の基本方針〉

- ①豊明市男女共同参画懇話会が主体となって、市との協働のもとに計画を策定します。
- ②「男女共同参画社会基本法」の主旨・目的を踏まえ、豊明市にとって必要と考えられる計画とします。
- ③社会状況・市民ニーズの変化や国際社会の動向等を考慮し、計画策定に反映させます。
- ④アンケート調査等を実施し、広範な市民の意識や必要性を汲みあげ、計画に反映します。
- ⑤第1次プランの評価・検討を行い、引き継ぐことが望まれているもの、必要なものを計画に取り入れます。

第3章基本計画 3.事業計画の「事業」は、単なる提案ではなく、「課題」を達成するために、市が人事・予算等を考慮しながら、短期もしくは長期の計画に取り込み、実施をめざす事項として例示したものです。

3. 計画策定の経緯

(1) 世界と日本の取り組み

1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法において、法制上の「個人の尊重と男女平等」が明記され基本的人権として保障されていますが、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題を抱えています。

1975年（昭和50年）に国連が提唱した「国際婦人年」を契機に、我が国においても様々な取り組みが行われてきました。この年、第1回世界女性会議がメキシコシティで「平等・開発・平和」をテーマに開催され、各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。これを受けて、日本では内閣総理大臣を本部長とする、婦人問題企画推進本部が設置されました。

1979年（昭和54年）には国連において、男女平等に向けた実効性のある行動が必要であるという決意を示した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、日本では、男女雇用機会均等法の制定をはじめ、労働基準法、民法、国籍法、国民年金法などの改正、学習指導要領の改訂などの法制度面の整備を進め、この条約を1985年（昭和60年）に批准しました。

日本は、1985年（昭和60年）に開催された『国連婦人の10年』ナイロビ世界会議において採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。これらは、1991年（平成3年）に改訂されています。また、1994年（平成6年）には男女共同参画推進本部が発足、総理府に「男女共同参画室」が設置されました。

1995年（平成7年）の北京における第4回世界女性会議では、「女性の権利は、人権である」ことを確認し、女性のエンパワーメントのための取り組みの強化や、各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ行動綱領と、実施に向けた行動への決意として「北京宣言」が採択されました。

日本では、1996年（平成8年）男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」に基づき、同年12月に「男女共同参画2000年プラン」を策定。1999年（平成11年）6月に、男女共同参画社会基本法が施行されました。

2000年（平成12年）6月、女性2000年会議（通称「北京+5」）が国連特別総会としてニューヨークの国連本部で開催され、従来よりも強い表現で、女性に対する暴力防止策などが盛り込まれた成果文書「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。同年12月には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、翌2001年（平成13年）1月には「男女共同参画会議」が内閣府に設置されました。

2005年（平成17年）には、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成

果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議することを目的に、国連本部（ニューヨーク）で閣僚級会合（通称「北京＋10」）が開催されました。この会合において、日本は、北京会議以降、男女共同参画社会の形成をめざして取り組んできた施策と成果を報告するとともに、今後の一層の取り組みの推進について強い決意を表明しました。

同年12月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。

(2) 愛知県の取り組み

一方、愛知県では、1976年（昭和51年）に「青少年婦人室」（現在の県民生活部「社会活動推進課男女共同参画室」）が設置されて以来、様々な推進体制の整備が図られ、1989年（平成元年）には、女性に関する独立した行動計画として、「あいち女性プラン」が策定されました。

1996年（平成8年）には、男女共同参画社会実現のための推進拠点として、「愛知県女性総合センター〈ウィルあいち〉」がオープンし、県内外に向けて情報の発信や事業を展開しています。

その後、社会・経済情勢の変化や国内外の新たな動向を踏まえ、1997年（平成9年）に「あいち男女共同参画2000年プラン」、2001年（平成13年）には「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」とプランを改訂し、施策を推進しています。

また、2002年（平成14年）には、県の全庁的な取り組みとして男女共同参画を推進する根拠となる「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。

(3) 豊明市の取り組み

豊明市は、1994年（平成6年）に教育委員会生涯学習課内に青少年女性係を設置し、1995年（平成7年）には「豊明市女性問題懇話会」を設置するとともに、第3次豊明市総合計画（1996年度－2005年度）において、男女共同参画社会に向けた施策の方向を示しました。

1998年（平成10年）3月に、男女共同参画社会の実現に向けての総合的・計画的な施策推進の指針となる「とよあけ男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を実施してきました。また、2004年（平成16年）2月からは、広報折込による豊明市男女共同参画啓発誌「シェイクハンド」を毎年1回発行しています。

2005年（平成17年）4月から男女共同参画に関しての取り組みを総合的に行うため、市民部市民協働課市民活動推進係に男女共同参画担当を置き、2005年（平成17年）3月末には豊明市女性問題懇話会を解散し同年4月に「豊明市男女共同参画懇話会」を設置。さらに、2006年（平成18年）3月からは、男女共同参画施策推進及び計画評価を把握するため、市役所内の各課等に「豊明市男女共同参画推進担

当者」を設置しました。

この計画は、地域の特性や実情にあった施策を推進するために、市民の代表である豊明市男女共同参画懇話会が中心となって検討を進めてきました。「とよあけ男女共同参画プラン」の成果や課題を引き継ぎつつ、新たな課題への対応を含めて全面的に見直し、市の施策・事業に市と市民との協働の視点を組み入れて策定したものです。

「第2次とよあけ男女共同参画プラン」策定経過

日付	内容
H17. 5. 19	豊明市男女共同参画懇話会に男女共同参画プラン改定準備検討部会を設置（部会にて改訂準備）
H18. 3. 27	部会の名称をプラン部会に変更
H18. 4. 1	豊明市男女共同参画プラン策定委員会を設置
H18. 4. 25	プラン策定業務支援業者選定審査→決定
H18. 6. 30・7. 1・7. 3	グループインタビュー
H18. 6. 21	第1回豊明市男女共同参画プラン策定委員会
H18. 7. 19～7. 20	県外視察（大阪府：箕面市、河内長野市）
H18. 8. 12～9. 1	アンケート調査実施
H18. 11. 1	プラン（案）中間報告を広報折込で全戸配布
H18. 11. 2	第2回豊明市男女共同参画プラン策定委員会
H18. 11. 6～12. 5	パブリックコメントの実施
H18. 11. 20	経営戦略会議（市幹部）に素案提示
H19. 3	「第2次とよあけ男女共同参画プラン」策定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊明市男女共同参画プラン策定委員会 3回 ・ 豊明市男女共同参画懇話会 4回 男女共同参画プラン改定準備検討部会 8回 プラン部会 12回 プラン策定作業（部会外作業） 18回

第2章 基本的方向

1. 基本理念

市と市民の協働による男女平等社会の実現

男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、誰もが社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、社会のあらゆる分野に参画できる機会の確保と男女間の格差の是正に努め、市民と協働して計画を推進していきます。

日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日公布）

第 14 条 全ての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。



2. 基本目標

- I 男女平等教育・啓発の推進
- II 社会参加における男女共同参画の推進
- III 生涯にわたる安心・安全な生活の確保
- IV 計画の推進・評価

【基本的視点：このプランがめざす男女平等社会】

- 性別・年齢・国籍にかかわらず、人として尊重され、等しく社会的・文化的利益が受けられる社会
- 自分の意思と責任で、多様な生き方の選択ができる社会
- 家庭・地域・職場・施策決定の場など、あらゆる分野で男女がともに個性と能力を発揮できる社会
- 男女が支えあい、生涯にわたり安心して生き生きと暮らせる社会

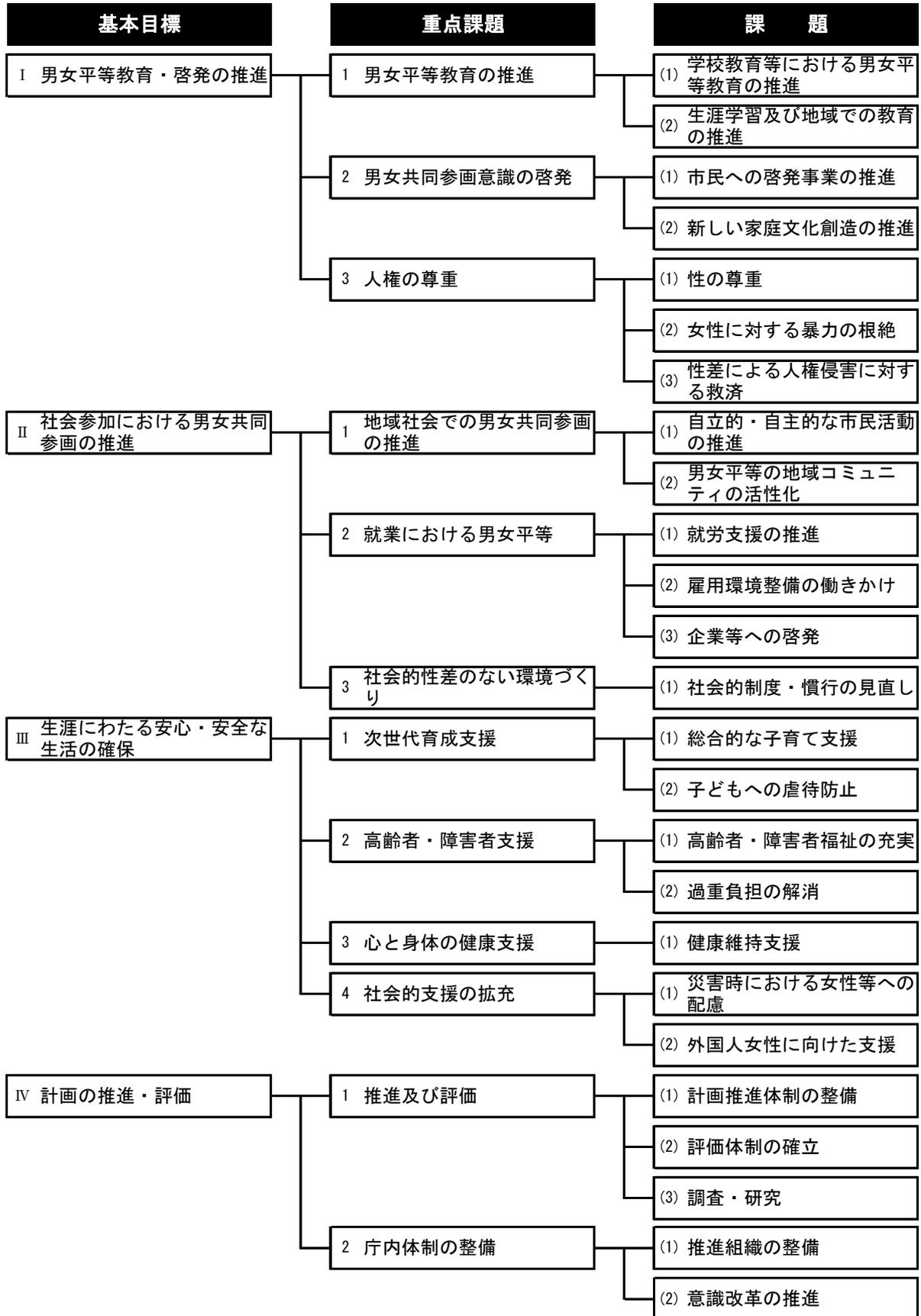
3. 計画の期間

2007（平成19）年度から、2014（平成26）年度までの8年間とします。

- 社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じ見直しを行います。
- この計画の目的を達成するために、単年度毎に具体的事業計画を掲げ、その実績等を報告します。

第3章 基本計画

1. 体系図



2. 計画内容

基本目標Ⅰ 男女平等教育・啓発の推進

現状と課題

男女平等の実現に向けて、自治体では条例や行動計画などが策定され、制度として整備されてきました。しかし、その策定をめぐって、一部では男女平等に性教育の問題を強引に結びつけるような主張や保守的通念からくる逆方向の議論があり、対立的な社会状況もみられます。

個人のライフスタイルがますます多様化する一方、いまだ地域社会や家庭内には、旧来の価値観や性別役割分担の固定観念が根強くあります。そのような潜在的な意識が、時に歪んだかたちで子どもへの誤った教育や不平等な教育機会、人権侵害、配偶者やパートナーによる性的暴力（ドメスティックバイオレンス）など、様々な課題として現れています。

子どもは未来からの使者です。子どもたちが自立し主体的に生きることのできる将来のために、男女共同参画社会の実現は私たち大人の責任であり急務です。男女が互いを対等な人間として尊重し、その多様性を認め合えるように、家庭や教育現場のみならず地域全体が、人権の尊重、そして男女共同参画意識の醸成に向けた、男女平等教育と啓発を推進していく必要があります。



重点課題 1. 男女平等教育の推進

【基本的方向性】

家庭、学校、地域など子どもを取り巻くあらゆる環境において、保護者や指導者、身近な地域の大人が男女平等意識を持つことが重要です。性別に関わらず、全ての子どもに等しい教育の機会が与えられ、誰もが平等であり、その多様性を認め合うことの大切さに重点をおいた教育の推進を図ります。

課題(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

《施策の方向》

地域社会での慣行や制度、家庭での性別役割分担意識は、根強く子どもたちに引き継がれていきます。あらゆる場において人としての多様性を認め、発達段階に応じて教育の充実を図ります。

〈施策〉

- ①男女平等教育の環境整備
- ②指導者(教師・保育士等)の男女共同参画意識の啓発
- ③保護者への啓発

⇒事業 43 ページ

《市民がのぞむ姿 (アンケートより)》

- ・子どもの頃から、男女に関係なく平等に、人としての多様性を認める雰囲気醸成されている
- ・勉強ばかりではなく、子どもの得意なところや長所を伸ばせられるよう、子育てがされている
- ・子どもが差別をしない・されない環境の中で育っている
- ・まず人としてどうあるべきかという道徳が学校で教えられている



こんな意見もありました！

- ・小さいときから命の大切さを重ね重ね教え込むことが大事

課題(2) 生涯学習及び地域での教育の推進

《施策の方向》

根強く残る性的偏見（以下「ジェンダーバイアス」という。）を排除するためには、生涯にわたっての意識啓発が必要です。市民一人ひとりのライフスタイルにあった学習の機会を充実させます。

また、より多くの市民が学習の機会を得られるように身近な地域で、楽しく学習できるように配慮します。

〈施策〉

- ①情報・学習機会の提供
- ②自立を図るための生涯学習の推進
- ③コミュニティでの学習機会の提供

⇒事業 43 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・男性も女性も基本的な生きる力を身につけている
- ・生まれてから死ぬまで安心して暮らすことができる
- ・若者がいきいきと自らの未来を描いている



アンケート調査は、男女共同参画社会の実現に向けた豊明市のめざす姿や方向性と取り組むべき課題について、市民ニーズを把握するために実施したものです。

アンケート結果で上位の意見であったものを「市民がのぞむ姿」として掲載しました。

また、男女共同参画懇話会委員が、アンケートでは下位であったものや少数意見の中でも大切だと思うものについて、「こんな意見もありました！」として掲載しました。

※アンケート調査項目以外の意見についてはアンダーラインで示しました。

重点課題 2. 男女共同参画意識の啓発

【基本的方向性】

「男は強く、女は優しく。男は外で働き、女は家庭を守る。」といった旧来の固定観念に縛られず、性別に関係なく人として個性やその多様性が認められ、各個人・各家庭のライフスタイルにあった、多様で自立した家庭を築くことができるよう、市民に向けた男女共同参画意識の啓発を行います。

課題(1) 市民への啓発事業の推進

《施策の方向》

意識改革は、あらゆる場面で進められることが必要です。より多くの手段で、継続的な取り組みをしていきます。

〈施策〉

- ①市民の意識改革のための積極的な啓発の推進と環境づくり
- ②さまざまなメディアを活用した情報提供と啓発

⇒事業 44 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・男女としてではなく、人として、自然に支えあえる関係ができている
- ・男女が、人として自然に対等な関係を築いている
- ・自分を守る「平等」だけでなく、相手を想った「平等」の実現が考えられている
- ・男女が謙虚にお互いを尊重して生きていくことができる



こんな意見もありました！

- ・男性らしさ女性らしさの特徴のちがいを、それぞれの美点を認め合い尊重し合うべき

課題(2) 新しい家庭文化創造の推進

《施策の方向》

子どもが最も影響をうける家庭において、性別にかかわらず、人としての多様性を認める雰囲気醸成されることが大切です。楽しく安心して子育てをするためには、夫婦の協力と責任の上に立つ新たな家庭文化が必要です。旧来の価値観に縛られない、現代のライフスタイルにあった新たな家庭文化の創造を推進します。

〈施策〉

- ①夫婦が協力して自立した家庭を築くための支援
- ②男女共同で子どもを育くむ意識の啓発

⇒事業 44 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・子どもが、育ててくれた(ている)ことに対して、感謝の意識を持っている
- ・精神的に穏やかに育児をすることができている
- ・父親が、積極的に子育てにかかわっている
- ・仕事も家庭も遊びも、夫婦が協力して成り立たせている
- ・子どもが小さいときから、自分の身の回りのことができるように教えている
- ・男性が家庭や地域にかかわっている
- ・子どもができ、親になれて子育てができることを幸せに思うことができる
- ・家庭内の子育て・子育ての環境がきちんと作られている



こんな意見もありました！

- ・これから子育てをする親の教育の在り方と認識
- ・両親が生き生きと働く姿を見ることができる



重点課題3. 人権の尊重

【基本的方向性】

ドメスティックバイオレンスや人権侵害をなくし、すべての人の命の尊厳と人権が尊重されるよう、性に関する正しい教育を行います。また、地域と連携して、暴力や人権侵害の防止・対策を推進します。

課題(1) 性の尊重

《施策の方向》

すべての人が人権を等しく尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の性に関する正しい知識の啓発と教育を進めていきます。

〈施策〉

- ①適切な性教育
- ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

⇒事業 45 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・授かる命や生まれてきた命の尊さを認識し、守り、次世代へその価値が受け継がれている

こんな意見もありました！

- ・妊娠や出産は夫婦二人が責任をもって選択すべきである



課題(2) 女性に対する暴力の根絶

《施策の方向》

ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）の根絶には、関係各局だけでなく、社会全体の認識が必要です。医療機関や警察、民間支援団体等に協力を求め、実行力のある防止システムを構築し、地域と連携して女性に対する暴力を許さないまちづくりを行います。

〈施策〉

- ①DV防止システムの構築
- ②支援体制の充実
- ③ストーカー防止施策
- ④市民への啓発事業の推進
- ⑤市と市民の協働による啓発事業の推進

⇒事業 45 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・命を大切にするような人間形成ができている
- ・女性への暴力や虐待がない



こんな意見もありました！

- ・配偶者や恋愛相手からの身体や言葉あるいは無視といった形での精神的苦痛を受けていない



課題(3) 性差による人権侵害に対する救済

《施策の方向》

市民一人ひとりの人権を尊重し、性差による人権侵害（以下「セクシュアルハラスメント」という。）をなくすため、日常の言動が性差別意識に基づいていないか、庁内外に常に注意を促すとともに、被害への対策を講じます。

〈施策〉

- ①セクシュアルハラスメント対応機能の確立
- ②女性の人権に関する意識の啓発
- ③性差別防止啓発活動の展開

⇒事業 45 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

・人として、個々の「ちがい」が尊重されている

こんな意見もありました！

- ・性差に基づく主従・優劣といった見方や偏見がなくなっている
- ・制度や仕組みによる解決だけでなく、社会的差別に対する根本的な人の意識が変わる



基本目標Ⅱ 社会参加における男女共同参画の推進

現状と課題

多様化・複雑化する地域社会の課題を解決するためには、男女の性差を越え互いの知恵と力を出し合う支えあいの仕組みが求められます。

働く場においては、性別等による不当な扱いを受けず、個人の能力と成果が正当に評価され、また企業自身がそれによって得られるメリットを理解し、個々の努力とチャレンジが後押しされる仕組みが必要です。

あらゆる分野において、性別ではなく個性とその多様性が認められ、格差無く社会に参画できる環境整備が求められています。特に、これまで役割が女性に偏っていた子育てや介護など、その解決を家庭内の問題としてだけでなく、社会全体の課題として地域のコミュニティの醸成を促し、地域で支えあう仕組みの確立が必要です。



重点課題 1. 地域社会での男女共同参画の推進

【基本的方向性】

誰もが助け合い、支えあう地域社会の構築に向けて、固定的な性別役割分担意識をなくし、地域・学校等への行事に男女の区別なく対等に参画できるよう、市民自身の意識改革を図るとともに、地域社会での自立した男女共同参画の基盤づくりを推進します。

課題(1) 自立的・自主的な市民活動の推進

〈施策の方向〉

多様化・複雑化する地域課題の解決のためには、ボランティアやNPOの活動が不可欠であり、その役割は今後ますます重くなることが予想されます。このような地域活動へ男女が主体的かつ積極的に参画できるよう取り組みます。特に、これまで家庭や地域への参画の少なかった団塊世代の男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

〈施策〉

- ①男女共同参画推進に係る市民活動支援
- ②市民の自主的啓発活動支援
- ③コミュニティビジネスの立ち上げ支援
- ④人材発掘・人材活用

⇒事業 46 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・まちづくり活動の中で、若い世代が活気にあふれて関わっている
- ・定年を迎えても、ひとりぼっちのような感覚を抱いていない
- ・男女にかかわらず、お互い様の意識で隣近所の付き合いができています
- ・自発的に自分たちのことは自分たちでやろうとする市民の動きがある



こんな意見もありました！

- ・定年前から将来の自分の生き方を考えるべき
- ・家庭や地域のことをもっと行いたいと思う男性のための支援を

課題(2) 男女平等の地域コミュニティの活性化

《施策の方向》

地域活動の多くを女性が担っているにもかかわらず、意思決定の場への参画は少ないという現実があります。ジェンダーバイアスの排除を推進し、人として対等な関係を築くことができるよう、男女平等参画意識の浸透を図ります。

〈施策〉

- ①地域社会における男女平等に関する啓発・環境づくり
- ②地域の方針決定への女性の参画促進
- ③地域活動への参加促進

⇒事業 46 ページ

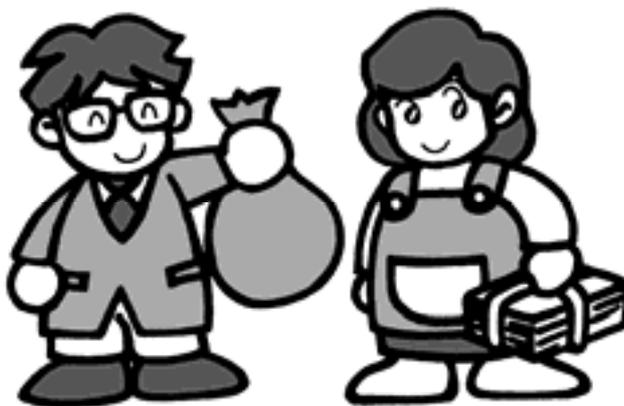
《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・以前から豊明に住む人と新しく住み始めた人との線引きがなくなる
- ・男女ともに、仕事・子育て・地域活動のバランスをとることができる
- ・子育てをしながら社会とのかかわりを持っていくことができる
- ・男性が家庭や地域にかかわっている



こんな意見もありました！

- ・ 区や町内会の役員にもっと女性がいるとよい
- ・ 方針決定の場にもっと女性が多くいてもよいと思う



重点課題 2. 就業における男女平等

【基本的方向性】

男女がともに、家庭、仕事、地域活動など生活のバランスを保つことができるよう、雇用環境の整備を企業へ働きかけます。また、個人の努力とチャレンジをサポートする体制を構築し、適正な評価と再就職や昇進、管理職登用などの機会が平等に提供されるよう、雇用者の意識改革を促進します。

課題(1) 就労支援の推進

《施策の方向》

性別に関係なく、自分のライフスタイルにあった職業選択ができるよう支援します。また、エンパワーメントを推進し、職業能力開発に向けて支援をします。

〈施策〉

- ①女性 の 能力開発支援
- ②相談事業、情報提供の推進
- ③多様な働き方を可能にする就労支援

⇒事業 47 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・年齢に関係なく能力によって雇用される
- ・年齢や性別に関係なく、個々の能力や条件に応じて働くことができる
- ・子どもの成長過程に合わせて働き方を選択できる
- ・保育サービスが柔軟かつ多様(多機能)にあり、子どもを預けやすい



こんな意見もありました！

- ・同居であるがため預けられないのはおかしいのでは？現在の学童保育のあり方を考え直すべき
- ・児童館、保育園の終業時間が早すぎるので、仕事をしながら育児をしていく者にとって、終業時間の延長を望む

課題(2) 雇用環境整備の働きかけ

《施策の方向》

男性も女性も働きやすい職場づくりのために、多様な就労形態の導入、性別や国籍、雇用形態等による不当な処遇やハラスメントの防止等、雇用環境整備を企業に働きかけます。

〈施策〉

- ①職場における男女平等推進体制の強化
- ②働きやすい環境整備の推進

⇒事業 47 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・男性が育児休暇を取得しても、不利益を被らない
- ・一度退職しても、男女の区別がなく、再就職にチャレンジできる
- ・休みが取りにくい・帰宅しづらいといった雰囲気職場にない



こんな意見もありました！

- ・男女共に子育てと仕事が両立できるようにすることが大切であり、会社が子育てをしている人に対して理解をしなければならないと思う



課題(3) 企業等への啓発

《施策の方向》

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されています。性別によって差別されることなく、雇用の機会と公平な待遇が確保され、個々の能力が重視されるよう啓発をします。

〈施策〉

- ①男女平等意識の周知
- ②セクシュアルハラスメントに関する雇用管理の周知
- ③企業の具体的な取り組み推進のための普及・啓発

⇒事業 47 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・一度退職しても、男女の区別がなく、再就職にチャレンジできる
- ・休みが取りにくい・帰宅しづらいといった雰囲気職場にない



こんな意見もありました！

- ・女性の働く場所があることが男女共同参画社会にとっては大切
- ・企業が子育てをする（したい）スタッフにやさしい取り組みをしている
- ・男女共同参画という考え方や必要性が、個人にも事業体にも分かりやすく理解されている
- ・会社の規模にかかわらず、男女共同参画社会に向けての取り組みがされている



重点課題3. 社会的性差のない環境づくり

【基本的方向性】

地域社会あるいは家庭内において、個人の立場や負担に、性別による格差が生じないように、全ての人に対等で平等な社会環境づくりを進めます。

課題(1) 社会的制度・慣行の見直し

《施策の方向》

少子・高齢化の進展、様々な雇用の形態、行政の役割の変化、市民活動への期待など、社会の急速な変化に対応するため、今後さらに男女共同参画の視点に立って見直しを行います。

〈施策〉

①家庭・職場・地域における社会的慣行の見直し

⇒事業 47 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・社会的な制約を受けることなく、自らの責任のもと選択できる
- ・男女が対等な関係で考えや意見を伝え合うことができる



こんな意見もありました！

- ・社会的な男女の役割意識に対する固定観念がなくなっている
- ・世代間で男女共同参画に対する見方や考え方が平準化している
- ・男女それぞれの視点が社会のしくみに取り入れられている



基本目標Ⅲ 生涯にわたる安心・安全な生活の確保

現状と課題

身体的・精神的健康に関する問題は、本人が解決するほかないのが現状です。女性が生涯にわたって心身ともに健やかに暮らすために、妊娠や出産の重要性を家族やパートナーをはじめ社会全体が認識し支援する必要があります。

少子化により、自主性や主体性が育ちにくいといった子ども自身への影響や若年労働力の減少による社会活力の低下などが懸念されています。子どもたちの健やかな成長は家族の願いですが、社会にとっても次世代の担い手として極めて重要です。

しかし、現状では家庭や地域での子育て・子育て環境が整備されているとはいえません。そのため、男性の育児参加をはじめ、安心して子どもを育てられる家庭環境が作れるような社会の仕組みづくりが求められています。

また、児童虐待や育児放棄が課題であり、その対策は急務です。

高齢者や障害者の介護は、施設での介護から在宅介護へ転換されてきていますが、介護は家庭だけでなく地域の問題でもあります。要介護者数の増加、介護の長期化、重度化は、今後さらに進行することが予想されます。介護負担が女性に集中しないよう、地域における質と量の両面にわたる介護サービスの基盤整備が必要であり、要介護者が自己の尊厳を保てるようきめ細かな配慮が求められます。また、要介護者ができる限り自立して暮らせるような支援が必要です。

災害発生等の緊急時、女性・子ども・高齢者などの安全を確保するためには、日頃からの備えが重要です。また、近年急速に外国人が増加しており、地域で外国人が直面している課題の解決を図る必要があります。



重点課題 1. 次世代育成支援

【基本的方向性】

行政や親、地域が協力し合って、子どもたちが生き生きとした生活を送れる、次世代に希望が持てる環境づくりを行います。

課題(1) 総合的な子育て支援

《施策の方向》

子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。多様化・複雑化・専門性が求められる子育て支援のニーズに対し、総合的な子育て支援の充実に努めます。

〈施策〉

- ① 育児を社会的に支えるシステムづくり
- ② 次世代育成支援のための啓発

⇒事業 48 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・ 子どもが育ち学ぶ過程で、世代を超えた地域の交流がある
- ・ 地域に安心して相談できる場がある
- ・ 親が共働きでも、子どもが犠牲にならず、その成長を見守る仕組みが社会全体としてできている
- ・ 子育てで最もお金がかかるときに、支えられる仕組みがある



こんな意見もありました！

- ・ 母親が孤立感を感じないよう、地域が一体となって少ない子どもを育てていく環境が必要
- ・ 女性が子どもを産み育てながらも安心して仕事を続けられる街であって欲しい

課題（２）子どもへの虐待防止

《施策の方向》

子育てへの虐待を未然に防止するため、子育てに不安を感じる保護者を支援します。また、早期発見と支援強化を図り、虐待防止対策を推進します。

〈施策〉

- ①早期発見のための環境整備
- ②支援の強化

⇒事業 48 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・親だけでなく、地域も学校も子どもを育てる意識を持っている
- ・子どもを虐待していない



こんな意見もありました！

- ・若い人が子育てに対して負担感ばかり持たず、希望や楽しみといった良い印象を持っている



重点課題 2. 高齢者・障害者支援

【基本的方向性】

高齢者・障害者福祉において、行政サービスだけでの対応は不十分であり、「公共のあり方」が問われています。いつまでも住みなれた地域で尊厳を持って暮らせるよう、地域住民・企業・ボランティアやNPOなどが、様々な面から活動し、地域福祉を充実させる必要があります。介護や育児の女性への過重負担解消に向けて具体的に取り組みます。

課題（1）高齢者・障害者福祉の充実

《施策の方向》

誰もが尊厳を持って、一生暮らすことができる地域福祉システムの構築を図ります。

〈施策〉

① 高齢者・障害者の尊厳の尊重

⇒事業 49 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・生まれてから死ぬまで安心して暮らすことができる
- ・介護を受けるときに、「恥ずかしい」という意識を持たなくてよい



課題（２）過重負担の解消

《施策の方向》

女性が介護に要する負担は大きく、さらに介護者の高齢化や仕事・育児に介護が加わるケースなど、過重な負担が強いられています。その解消に向け、地域福祉システムの確立を図ります。

〈施策〉

- ①地域密着型サービスの構築
- ②介護支援の充実

⇒事業 49 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・介護の負担を女性一人が抱え込まないでいる
- ・地域に安心して相談できる場がある
- ・介護を引き受ける立場や負担に、性別による格差がない



こんな意見もありました！

- ・自立に向けて努力しようとする人のための、介護・保育などの様々なサービス、サポートが整っている



重点課題3. 心と身体健康支援

【基本的方向性】

性、思春期、避妊、妊娠、不妊、性感染症、更年期障害、パートナーとの関係が引き起こす精神疾患等の、健康に関する様々な問題に対し、適切な対応が必要です。生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすためには、家族やパートナーをはじめ、社会全体での健康支援や健康維持に関する意識啓発や情報提供・相談事業等を充実します。

課題(1) 健康維持支援

《施策の方向》

生涯を通じた健康維持のために、気軽に相談できる体制の整備や、健康診査などを充実させます。また、自分の健康について積極的に対処できるよう啓発を進めます。

〈施策〉

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進
- ② 加齢による心身の変調への対応の支援
- ③ 性差医療の推進
- ④ 健康維持に関する相談事業の充実
- ⑤ 健康診査の改善
- ⑥ 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

⇒事業 49 ページ

こんな意見もありました！

- ・ 男女平等と男女の違いを知ることを分けて考えることが必要であり、脳の作り、肉体の違いなど男と女は違う
- ・ 出産など女性にしか担えない役割が尊重されている
- ・ 子どもが欲しくても出来ない人の存在（や気持ち）が広く認知されている



重点課題4. 社会的支援の拡充

【基本的方向性】

災害発生などの緊急時には、レイプや虐待等が発生し、弱者への配慮が失われがちです。女性・子ども・高齢者の安全確保には女性の視点を取り入れた日頃からの備えが必要です。

また、近年急速に増加している外国人が地域で直面している課題の解決を図ります。

課題(1) 災害時における女性等への配慮

《施策の方向》

災害時における避難所の暮らしでは、着替えや授乳など、女性特有の様々な問題が発生します。それらに対処するための備蓄やマニュアル作成など、事前に対策を講じます。

〈施策〉

- ①女性・子ども・高齢者の安全確保対策
- ②防災対策における女性等への配慮

⇒事業 50 ページ

こんな意見もありました！

- ・男性・女性がそれぞれの力を発揮して防災に取り組んでいる
- ・災害時に女性が守られるような対策がとられている



課題(2) 外国人女性に向けた支援

《施策の方向》

言語・慣習の異なる地において外国人は生活弱者です。また、外国人女性が特に直面する教育やDVなどの生活上の問題解決に向けて協力できるよう、相談体制を充実します。

〈施策〉

- ①国際的な連携の強化
- ②生活支援の推進

⇒事業 50 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・以前から豊明に住む人と新しく住み始めた人との線引きがなくなる



基本目標Ⅳ 計画の推進・評価

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、地域と市の緊密な連携・協力のもと、多岐にわたる取り組みを、効果的かつ効率的に進める必要があります。そのためには、基盤となる推進体制を整備・充実し、あらゆる分野での推進が重要です。

市職員への周知理解、女性の施策審議の場への参画等、庁内の推進体制の整備が必要です。また、市だけでなく、女性団体、民間企業、経営者団体、労働団体等の機関・団体、そしてすべての市民が、必要に応じて連携し、それぞれの立場で自主的に取り組むことが期待されます。

本プランでは、4つの「基本目標」の達成をめざして、12の「重点課題」と25の「課題」を位置づけています。各課題の「施策の方向」と「施策」は目標（目的）に当たります。さらに問題や課題を解決すべき具体的な事業名又は事業の方向性は手段に当たり、「事業」として「第3章基本計画 3. 事業計画」の中で示しています。これらは市民が市の取り組みを検証し、成果を把握するために大切なものです。

目標（目的）達成のためには、適正な評価を行い、効果を把握し、課題を整理して、その優先順位や手法の見直しを行うことが必要です。

そして、計画の推進にあたって重要なのは、市と市民の協働により行われることです。



重点課題 1. 推進及び評価

【基本的方向性】

市と市民の協働・連携による計画の推進・評価を実施します。計画の実行性を高めるために、計画の進行管理システムを確立します。定期的に計画の評価を行い、見直しを図ります。

プランの進捗状況を調査し実態を把握します。また、男女共同参画社会の形成に関する課題について、先進的な自治体等の取り組みについて、調査研究を行います。

課題(1) 計画推進体制の整備

《施策の方向》

この計画の目的を達成するために、計画・実行・評価・改善（マネジメントサイクル）の管理システムを確立し、市と市民の協働により計画を推進します。

また、男女共同参画推進のための条例制定や拠点づくりを検討します。

〈施策〉

- ① 推進体制の確立
- ② 男女共同参画条例制定に向けた取り組み
- ③ 男女共同参画推進のための拠点整備

⇒事業 51 ページ

こんな意見もありました！

・男女共同参画社会実現に向けての具体化の仕組みがある



課題(2) 評価体制の確立

《施策の方向》

毎年、事業の評価を行い、見直しを図ります。計画4年目には、施策の推進状況を把握し、必要に応じて関係各課へ督促や勧告を行う中間評価を実施します。次期計画策定前には、新たな計画に反映させるために総括評価を実施します。

〈施策〉

- ①評価基準・評価手続の設定
- ②プランの適正評価・改訂

⇒事業 51 ページ

こんな意見もありました！

・男女共同参画社会実現に向けての具体化の仕組みがある



課題(3) 調査・研究

《施策の方向》

市民・職員の男女共同参画意識の実態や改善状況を定期的に把握し、市民との情報の共有に努めます。

〈施策〉

- ①計画推進に係る市民意向調査の実施
- ②具現化のための施策の調査・研究

⇒事業 51 ページ

重点課題 2. 庁内体制の整備

【基本的方向性】

企業等の模範となるように市職員の男女共同参画意識を高め、計画の推進と庁内体制の整備を図ります。

課題(1) 推進組織の整備

《施策の方向》

庁内に推進本部を置き、庁内全体での取り組みを推進します。
女性の管理職登用のために、人材発掘と人材養成を行います。

〈施策〉

- ①企業等の模範となる体制づくりの推進
- ②政策決定の場への女性の参画の推進

⇒事業 52 ページ

《市民がのぞむ姿（アンケートより）》

- ・男女が対等な関係で考えや意見を伝え合うことができる



こんな意見もありました！

- ・男女それぞれの視点が社会のしくみに取り入れられている
- ・政策決定現場に女性が積極的に登用されている



課題(2) 意識改革の推進

《施策の方向》

市職員に対し、男女共同参画推進について理解させるため研修等実施します。また、男女共同参画に関する様々な問題に対し適切に対処できるよう、意識啓発を進めます。

〈施策〉

- ①市職員の男女共同参画意識の向上
- ②市職員への啓発事業の推進

⇒事業 52 ページ

こんな意見もありました！

- ・性差を積極的に認めながら、バランスの取れたジェンダー感覚を持って行政を進めて欲しいと望む



3. 事業計画

基本目標Ⅰ 男女平等教育・啓発の推進

重点課題1. 男女平等教育の推進

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
学校教育等における男女平等教育の推進	①男女平等教育の環境整備	11111	幼稚園、保育園、小・中学校における男女混合名簿についての検討	児童福祉課	○	○
				学校教育課	△	○
		11112	男女共同参画関連図書の充実	学校教育課	○	○
	図書館			◎	◎	
	11113	男女平等の視点を重視した副読本選定基準の策定	市民協働課		△	
	②指導者(教師・保育士等)の男女共同参画意識の啓発	11121	研修及び研究会の実施	児童福祉課	△	○
				学校教育課	○	○
	11122	指導者との協働による、男女平等教育推進事業の実施	市民協働課		△	
			学校教育課	△	○	
	③保護者への啓発	11131	男女共同参画関連図書の充実	図書館	◎	◎
				市民協働課	△	○
		11132	家庭教育の重要性についての啓発	学校教育課	◎	◎
生涯学習課				◎	◎	
11133	男女平等教育に関するパンフレット等の配布	市民協働課	△	○		
生涯学習及び地域での教育の推進	①情報・学習機会の提供	11211	DV・セクシュアルハラスメント・性差別についての啓発と情報提供	市民協働課	○	◎
				11212	図書館における学習資料の充実	図書館
	②自立を図るための生涯学習の推進	11221	中高年男性の家庭・地域での暮らし方講座	市民協働課	△	○
				健康課	○	○
				生涯学習課	○	○
	③コミュニティでの学習機会の提供	11231	男女共同参画プランに関する講座及び地域学習会の開催・充実	市民協働課	○	◎

重点課題2. 男女共同参画意識の啓発

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
市民への啓発 事業の推進	①市民の意識改革のための積極的な啓発の推進と環境づくり	12111	育児中の働く男女の意識調査及び改善のための市民との協働会議の設置	市民協働課	△	○
		12121	広報「とよあけ」による男女共同参画情報の充実	市民協働課	△	○
	②さまざまなメディアを活用した情報提供と啓発	12122	メディアに関するジェンダーチェックガイドライン作成	市民協働課	○	◎
		12123	メディアのジェンダーチェック（ジェンダーの視点での市刊行物等の見直し）	全課	○	◎
新しい家庭文化創造の推進	①夫婦が協力して自立した家庭を築くための支援	12211	新しい家庭文化創造のための市民会議の立ち上げ	市民協働課		△
		12212	市民との協働による家庭経営協定づくり	市民協働課		△
				産業振興課	○	○
	12213	自立的家庭経営支援のためのセミナー	市民協働課	○	◎	
			健康課	○	○	
			生涯学習課	△	○	
	②男女共同で子どもを育む意識の啓発	12221	男性のための家事・育児セミナー等	市民協働課	○	◎
健康課				○	○	
				生涯学習課	○	○

重点課題3. 人権の尊重

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
性の尊重	①適切な性教育	13111	小・中学校における「いのちの尊重推進事業」の実施	健康課	◎	◎
		13112	命・性を尊重する教育の充実	学校教育課	△	○
		13113	中学生・高校生へのデートDV傾向チェック表の作成・配布	市民協働課	△	○
	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進	13121	性教育講座の充実	市民協働課	○	◎
				健康課	○	○
		13122	学習機会の設定	市民協働課	△	○
健康課	○	○				
女性に対する暴力の根絶	①DV防止システムの構築	13211	市と医師・警察・民生委員等からなるDV対策連絡会の設置	市民協働課		△
		13221	専門相談員（フェミニストカウンセラー等）による相談窓口設置	市民協働課		△
	②支援体制の充実	13222	採用を前提としたDV相談員養成講座の開催	市民協働課		△
		13223	DV対策支援者養成講座の開催	市民協働課		△
	③ストーカー防止施策	13231	ストーカー被害者等にかかる住民基本台帳の閲覧禁止	市民課	◎	◎
	④市民への啓発事業の推進	13241	被害者であることを認識する気づき・相談を促す広報記事・ポスター・チラシの配布	市民協働課	○	◎
⑤市と市民の協働による啓発事業の推進		13251	市民協働による性差別防止啓発活動の推進	市民協働課	△	○
	13252	DVシェルターの開設	市民協働課		△	
性差による人権侵害に対する救済	①セクシュアルハラスメント対応機能の確立	13311	セクシュアルハラスメント対策協議会の設置	市民協働課		△
		13312	セクシュアルハラスメント相談員養成研修・講座の実施	市民協働課		△
		13313	セクシュアルハラスメント相談窓口の設置	市民協働課		△
	②女性の人権に関する意識の啓発	13321	講座・学習会等の実施	市民協働課	△	○
	③性差別防止啓発活動の展開	13331	市民・企業へのセクシュアルハラスメントに関する情報の提供	市民協働課	○	◎
				産業振興課	○	○

基本目標Ⅱ 社会参加における男女共同参画の推進

重点課題1. 地域社会での男女共同参画の推進

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
自立的・自主的な市民活動の推進	①男女共同参画推進に係る市民活動支援	21111	ハード・ソフト両面におけるNPO助成事業の拡充	市民協働課	○	◎
		21121	セミナー、講演会の開催や啓発刊行物作成等への支援	市民協働課 生涯学習課	○	◎ ○
	②市民の自主的啓発活動支援	21122	絵本・児童書・教科書・副読本・テレビ等の市民モニターの実施	市民協働課		△
				図書館		△
	21123	子育て終了OBによる、育児に悩む母親のための集いの場づくり支援	市民協働課	△	○	
			健康課	△	○	
	③コミュニティビジネスの立ち上げ支援	21131	「コミュニティビジネス塾」等研修・学習会の実施	市民協働課	△	○
		21132	地域資源銀行活用等の情報提供	産業振興課	○	○
	④人材発掘・人材活用	21141	団塊世代等の人材登録と人材活用のシステムづくり	市民協働課	△	○
				生涯学習課	○	○
男女平等の地域コミュニティの活性化	①地域社会における男女平等に関する啓発・環境づくり	21211	地域役員対象の講演会・学習会等による啓発	市民協働課		△
		21212	各地区における相談事業の実施	市民協働課		△
	②地域の方針決定への女性の参画促進	21221	選挙投票立会人への女性の登用	総務課	○	○
		21222	地域役員等の女性登用率向上の働きかけ（女性役員0の解消）	市民協働課	△	○
		21223	地域活動における女性リーダーの養成	市民協働課	△	○
	③地域活動への参加促進	21231	地域・学校等への父親等の参加を促す企画の推進	市民協働課	△	○
				学校教育課	△	○
				生涯学習課	△	○
				体育課	○	◎
		21232	地域活動への男性の参加促進	市民協働課	△	○
				生涯学習課	○	○
				体育課	○	◎
	21233	男性のためのセミナー（健康・生きがい・教養等総合的な学習）	市民協働課	△	○	
健康課			○	○		

重点課題2. 就業における男女平等

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
就労支援の推進	①女性の能力開発支援	22111	管理職教育など能力を高めるための学習機会や情報の提供	産業振興課	○	○
		22112	女性の就職・復職のためのセミナー	産業振興課	△	○
		22113	起業に関する研修	市民協働課	△	○
	産業振興課			△	○	
	②相談事業、情報提供の推進	22121	市民版「ハローワーク」等、相談窓口の開設	産業振興課	○	○
	③多様な働き方を可能にする就労支援	22131	保育・育児施設等の勤労支援制度の見直し	児童福祉課	◎	◎
22132		ひとり親家庭へのヘルパー派遣事業の充実	児童福祉課	○	○	
雇用環境整備の働きかけ	①職場における男女平等推進体制の強化	22211	市と事業者団体（商工会・金融懇話会等）・勤労者からなる連絡会の設置	産業振興課		△
		22221	男性の育児・介護・看護休暇取得率向上の企業への働きかけ	産業振興課	◎	◎
	②働きやすい環境整備の推進	22222	在宅勤務、フレックスタイム等、多様な就労形態の導入の働きかけ	産業振興課	◎	◎
		22223	時間有給制度等、両立支援推進の働きかけ	産業振興課	◎	◎
企業等への啓発	①男女平等意識の周知	22311	市内事業所へのパート・派遣労働者・外国人労働者の労働条件や男女の育児休業の促進にかかるパンフレット等を配布	産業振興課	◎	◎
		22312	事業所への少子化対策実施事業所助成等の情報提供	産業振興課	◎	◎
	②セクシュアルハラスメントに関する雇用管理の周知	22321	市内事業所の中間管理職を対象とした研修	産業振興課		△
		22331	「次世代育成支援対策推進法」啓発	児童福祉課	○	○
				22332	市内事業所の女性労働者への実態調査	産業振興課

重点課題3. 社会的性差のない環境づくり

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	施策	事業コード	事業名（又は事業の方向性）	担当課	実施時期	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
社会的制度・慣行の見直し	①家庭・職場・地域における社会的慣行の見直し	23111	見直しのための調査・検討委員会の設置	市民協働課		△
		23112	見直しのためのマニュアルの策定	市民協働課		△

基本目標Ⅲ 生涯にわたる安心・安全な生活の確保

重点課題 1. 次世代育成支援

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
総合的な子育て支援	①育児を社会的に支えるシステムづくり	31111	児童の「放課後子どもプラン」について検討	児童福祉課	△	○
				学校教育課	△	○
		31112	育児に悩む母親のための集いの場づくり等、地域密着型の子育て支援	児童福祉課	◎	◎
				健康課	◎	◎
	②次世代育成支援のための啓発	31121	延長保育、時間の延長、病児・病後児保育等、保育園における多様な保育サービスの実施	児童福祉課	◎	◎
		31122	医療機関・NPO等との連携協力による事業の実施	市民協働課	○	◎
				児童福祉課	○	○
				健康課	◎	◎
		31123	「認定こども園」の創設	児童福祉課	△	△
		31124	保育保険等の導入	児童福祉課	○	○
子どもへの虐待防止	①早期発見のための環境整備	31211	児童虐待の防止ネットワークの強化	児童福祉課	◎	◎
		31212	児童虐待の防止相談窓口の設置	児童福祉課	○	○
		31213	医療機関等の関係者や市民への意識啓発	児童福祉課	○	○
		31214	民生児童委員の専門性強化	児童福祉課	○	○
	②支援の強化	31221	虐待のおそれがある家庭への訪問等による心的支援と物的援助	児童福祉課	○	○
				健康課	◎	◎
		31222	早期発見・早期対応をするために、学校・家庭・地域等の連携の強化	学校教育課	△	○

重点課題2. 高齢者・障害者支援

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度		
					前期 H19-H22	後期 H23-H26	
高齢者・障害者福祉の充実	①高齢者・障害者の尊厳の尊重	32111	介護者への研修（プライバシー・プライドの尊重等、人権尊重にかかる研修）	社会福祉課	△	○	
				高齢者福祉課	○	○	
		32112	本人の意思を尊重した介護支援	社会福祉課	○	○	
				高齢者福祉課	○	○	
32113	介護施設に対する相談への対応	社会福祉課	△	○			
		32114	施設の介護プログラムの見直し	高齢者福祉課	△	○	
過重負担の解消	①地域密着型サービスの構築	32211	高齢者・障害者支援活動の市民ボランティア支援	社会福祉課	○	○	
				高齢者福祉課	△	○	
			32212	小学校区単位での地域介護予防教室	高齢者福祉課	○	○
	②介護支援の充実	32221	介護を要する高齢者や障害者を支える家庭の支援	社会福祉課	○	○	
高齢者福祉課				○	○		

重点課題3. 心と身体健康支援

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度		
					前期 H19-H22	後期 H23-H26	
健康維持支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進	33111	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発事業	市民協働課	△	○	
				健康課	○	○	
			33112	女性のための健康診査の充実と推進	健康課	○	○
	②加齢による心身の変調への対応の支援	33121	更年期障害への対策	高齢者福祉課	△	○	
				健康課	△	○	
	③性差医療の推進	33131	受診時における性差配慮等、保健所を通じた医療機関への働きかけ	健康課	△	○	
	④健康維持に関する相談事業の充実	33141	女性の性に関する情報提供と相談事業	健康課	○	○	
				33142	障害(精神・身体)を持つ女性のための相談事業	健康課	○
	⑤健康診査の改善	33151	男女別健康診査項目の見直し	健康課	○	○	
				33152	健康診査受診時における性差への配慮	健康課	○
⑥女性の健康を脅かす問題についての対策の推進	33161	「ヘルス・ケア・サービス」の充実	健康課	○	○		

重点課題 4. 社会的支援の拡充

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
災害時における女性等への配慮	①女性・子ども・高齢者の安全確保対策	34111	着替え・授乳のスペースの確保、夜間トイレ時の安全確保等、女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成	防災安全課	◎	◎
	②防災対策における女性等への配慮	34121	避難所運営や救援・復興支援に女性の参画や視点を組み込んだ防災計画の見直し	防災安全課	○	○
		34122	性別に配慮した避難所設計とナプキン・おむつ・粉ミルク・アレルギー対策非常食等の備蓄	防災安全課	◎	◎
外国人女性に向けた支援	①国際的な連携の強化	34211	市と当事者・市民ボランティアの連携による支援システムの構築	市民協働課	△	○
	②生活支援の推進	34221	相談窓口の設置	市民協働課	◎	◎
		34222	ボランティア養成研修	市民協働課	△	○
		34223	ボランティア登録	市民協働課	△	○
34224		外国人向けガイドブックの作成	市民協働課	○	◎	

基本目標Ⅳ 計画の推進・評価

重点課題 1. 推進及び評価

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
計画推進体制の整備	①推進体制の確立	41111	外部有識者・市民を加えた評価・点検のための評価委員会の設置	市民協働課	○	◎
	②男女共同参画条例制定に向けた取り組み	41121	条例制定に向けた策定委員会の設置	市民協働課	○	○
		41122	男女共同参画条例案の作成 …目標年次：平成22年	市民協働課	○	○
	③男女共同参画推進のための拠点整備	41131	女性センター設立委員会の設置	市民協働課	○	○
		41132	女性センター機能の確立 …目標年次：平成22年	市民協働課	△	○
評価体制の確立	①評価基準・評価手続の設定	41211	市民委員の研修	市民協働課	△	○
		41212	成果指標の策定と検証	市民協働課	△	○
	②プランの適正評価・改訂	41221	単年度・中間・総括評価の実施	市民協働課	○	◎
		41222	市と市民の協働による、推進・達成状況評価の実施と公表	市民協働課	○	◎
		41223	評価結果による定期的なプランの見直し	市民協働課	○	◎
調査・研究	①計画推進に係る市民意向調査の実施	41311	男女共同参画社会の形成に向けた改善状況の市民意向調査	市民協働課	△	○
	②具現化のための施策の調査・研究	41321	事業評価図・チェックリスト作成、プロセス評価等、市と市民の協働による評価システムの調査・研究	市民協働課	○	◎

重点課題2. 庁内体制の整備

△検討 ○着手・実施 ◎継続・充実

課題	対応する施策	事業コード	事業	担当課	実施年度	
					前期 H19-H22	後期 H23-H26
推進組織の整備	①企業等の模範となる体制づくりの推進	42111	男性職員の育児休暇取得の推進 …目標値10%	人事秘書課	○	○
		42112	市幹部職員への女性登用の促進 …目標値25%	人事秘書課	○	○
		42113	セクシャルハラスメント等の性差別 相談体制の整備・充実	人事秘書課	○	○
		42114	採用における25歳枠の排除	人事秘書課	△	○
		42115	女性が働きやすい環境整備と勤労・ 復職支援	人事秘書課	○	○
	②政策決定の場への女性の 参画の推進	42121	男女共同参画推進本部の設置	市民協働課	△	○
		42122	女性の管理職登用の推進 …目標値25%	人事秘書課	○	○
		42123	各種審議会等への女性登用及び参画 促進 …目標値35%	市民協働課	○	◎
				全課	○	○
		意識改革の推進	①市職員の男女共同参画意 識の向上	42211	男女共同参画プランをもとにした職 員研修会	人事秘書課
市民協働課	○					◎
42212	庁内セクシャルハラスメントのガイ ドラインの策定			人事秘書課	○	○
			市民協働課	○	◎	
42213	ジェンダーチェックの実施による職 員の意識調査の実施		市民協働課	○	◎	
②市職員への啓発事業の推 進	42221		職員研修（正しい知識、対応法、二 次被害防止等）	市民協働課	△	○
	42222	担当者用「DV被害者支援マニユア ル」の作成	市民協働課	△	○	

4. 計画推進のための参考指標

第4次豊明市総合計画 より

項 目 名	現状値 (実績値)	目標値	
	平成16年度 [2004]	平成22年度 [2010]	平成27年度 [2015]
健康診査受診率（基本検診）（％）	61.0%	63.0%	65.0%
高齢者でほとんど外出しない人の割合（％）65歳以上	3.9%	3.0%	2.0%
母子保健サービスに対する満足度（％）	76.2%	77.0%	78.0%
パパママクラス受講率（％）	23.0%	25.0%	28.0%
子育てに関する父の考えで「夫婦で協力する」という回答者の割合（％）	87.8%	89.0%	90.0%
ヘルプサポーター養成事業参加者数（人）	22人	25人	25人
住んでいる地域が子育てしやすいと感じている人の割合（％）	77.3%	78.0%	79.0%
保育サービス等の子育て環境に対する満足度（％）	71.7%	75.0%	78.0%
長時間延長保育の実施園数（園）	2園	7園	13園
障害児保育実施園数（園）	10園	12園	12園
一時保育室実施園数（リフレッシュ）（園）	0園	2園	8園
休日保育実施園数（園）	0園	1園	4園
病後児保育実施園数（園）	0園	1園	2園
子育て支援センター設置箇所数（箇所）	1園	2園	3園
介護保険サービスに対する満足度（％）	84.6%	87.5%	90.0%
生活・自立支援などの障害者（児）福祉に対する満足度（％）	70.3%	75.0%	80.0%
居住環境に対する満足度（％）	64.3%	66.0%	68.0%
生涯学習施設の数や設備に対する満足度（％）	66.9%	71.0%	76.0%
生涯学習講座のメニューや数に対する満足度（％）	67.6%	73.0%	77.0%
生涯学習の情報提供量・種類に対する満足度（％）	64.4%	70.0%	74.0%
青少年の健全育成に対する満足度（％）	68.2%	75.0%	80.0%
小中学校における教育内容に対する満足度（％）	70.4%	75.0%	80.0%
学校・地域・家庭のコミュニケーションに対する満足度（％）	70.7%	75.0%	80.0%
広報などによる市の情報提供・情報公開に対する満足度（％）	79.1%	80.0%	82.0%
市政への市民参加の機会や場に対する満足度（％）	70.1%	75.0%	80.0%
市民が主体となったまちづくり活動の活発さに対する満足度（％）	68.6%	72.0%	75.0%
NPO・ボランティア活動などへの支援状況に対する満足度（％）	71.8%	75.0%	80.0%
市民公募を行っている審議会・委員会数（委員会数）	6委員会	8委員会	10委員会
参加型の手法で策定される計画の割合（％）	100.0%	100.0%	100.0%
自治会活動など地域の活動状況に対する満足度（％）	75.6%	80.0%	85.0%
附属機関における女性の割合（％）	22.9%	30.0%	35.0%
市民の男女共同参画認知（理解度）（％）	14.2%	60.0%	90.0%
職員の男女共同参画認知（理解度）（％）	38.8%	100.0%	100.0%
男女共同参画に関する講座、教室等のメニュー数（種類）	3種類	10種類	15種類
とよあけ男女共同参画プラン施策進捗状況の割合（％）	20.7%	60.0%	100.0%
市職員女性管理職登用（％）	16.3%	20.0%	25.0%
受付・窓口などにおける市職員の対応に対する満足度（％）	71.2%	75.0%	80.0%

※男女共同参画に関する直接及び間接的な指標

豊明市次世代育成支援地域行動計画 より

項 目 名	現状値 (実績値)	目標値
	平成16年度[2004]	平成21年度[2009]
新婚学級 (子をもたない夫婦に対する、子育て講座)	未実施	実施
地域子育て支援センター (子育て相談事業)	16年7月開所	3か所
つどいの広場	未実施 (類似事業を児童館等で実施)	1か所実施
臨時保育室事業 (市主催事業の参加者に対し、無料で託児サービスを実施)	任意団体の活動	市事業化 (17年度に実施)
ファミリーサポートセンター「会員獲得作戦」	依頼会員201人 提供会員 71人 両方会員 37人	それぞれ拡大
早期保育・延長保育事業の時間延長 (8時15分から16時15分までを超える保育)	7:30～ 全園 ～18:00市立9園 ～18:30市立1園 私立1園 ～19:00私立2園	19:00までの延長保育を、さらに市立5園以上で実施
一時保育[非定型的保育]	1園 (内山保育園)	計2園で実施
休日保育	未実施	民間委託1か所
ショートステイ[子育て短期支援事業]	民間委託2か所	継続
病後時保育[乳幼児健康支援一時預かり事業]	未実施	民間委託1か所
休日の保育所の園庭開放・子育てルーム	子育てルームを月1回実施	全園で月2回以上
男性の育児参加促進 (おやこの料理教室～パパ編～、パパママクラス、おやじの会、保育所の父親参観等)	各課で独自に実施	全体として総合的な取組先進的と言える事業の実施
男女共同参画講座	連続講座2コース 単発講座1	継続・拡充

第2次とよあけ男女共同参画プラン

項 目 名	目標値	
	平成22年度[2010]	平成26年度[2014]
地域役員等の女性登用率向上の働きかけ	女性役員0の解消	女性役員0の解消
プランの見直し	計画中間(前期)評価の実施とプランの見直し	第2次プラン評価の実施と第3次計画の策定準備
条例制定に向けた取り組み	委員会の設置及び条例案の作成	委員会の運営
女性センター (男女共同参画センター) の設置	委員会の設置及びセンター機能の確立	委員会の運営
男性職員の育児休暇取得の推進	10.0%	10.0%
市幹部・管理職への女性登用の促進	20.0%	25.0%
各種審議会等への女性登用及び参画促進	30.0%	35.0%

資料編

1. 法令等

日本国憲法（抄）

男女共同参画社会基本法

愛知県男女共同参画推進条例

豊明市男女共同参画懇話会設置要綱

豊明市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

豊明市男女共同参画推進担当者設置要綱

2. 男女共同参画に関する年表

3. 基本用語解説

1. 法令等

日本国憲法（抄）（昭和21年11月3日憲法）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、

又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の

養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

愛知県男女共同参画推進条例（平成14年4月1日施行 愛知県条例第2号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条―第15条）

第3章 男女共同参画に関する申出等（第16条―第18条）

第4章 愛知県男女共同参画審議会（第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

男女が性別にかかわらず、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる真に心豊かな社会を築くことは、県民の願いである。

県では、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現のため総合的な計画を策定し、県民が、社会のあらゆる分野において自立した男女として多様な生き方を選択することができる様々な取組を行ってきたが、なお一層の努力が必要とされている。

今日、少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、引き続き活力ある豊かな明日の愛知を築くため、男女共同参画社会を実現することは重要となっている。

21世紀を迎えた今、私たちは私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく、互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指し、男女共同参画の推進に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければならない。

一 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。

二 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。

五 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

一 性別による差別的取扱い

二 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)

三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定手続)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ愛知県男女共同参画審議会(第十六条第二項において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(教育、学習等)

第11条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるとともにこれらの者の男女共同参画の推進に関する活動(積極的改善措置を含む。次条第二項において同じ。)を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報提供)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査及び研究に努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又は市町村に対し、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画月間)

第13条 男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、10月とする。

3 県は、男女共同参画月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、議会に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画に関する申出等

(県が実施する施策に対する申出)

第16条 県民は、知事に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出)

第17条 県民は、知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談を申し出ることができる。

(愛知県男女共同参画相談委員)

第18条 知事は、前条の規定による申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査し、必要な助言を行うため愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。

第4章 愛知県男女共同参画審議会

第19条 知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、愛知県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第二項の規定により報告のあった事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

5 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の規定は、同年10月1日から施行する。

豊明市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた基本計画の策定及び改定その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、豊明市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議を行うこと。
- (2) 男女共同参画基本計画の策定及び改定に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画施策の推進状況に対する効果が検証できる措置を講ずること。
- (4) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する事項について意見を述べること。
- (5) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員12名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員等の公職者
- (2) 各種団体、企業等から推薦を受けた者
- (3) 男女共同参画に関する専門的な知識を有する者
- (4) 一般公募により委員として参画を申し出た者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が委員の内から指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 懇話会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、懇話会の委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、必要に応じて懇話会委員以外の者を部会会議に出席させることができるものとする。

7 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(豊明市女性問題懇話会設置要綱の廃止)

2 豊明市女性問題懇話会設置要綱（平成6年11月10日決裁）は、廃止する。

豊明市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊明市の男女共同参画に関して、基本的な方針及び総合的かつ効果的な施策をまとめ、第二次豊明市男女共同参画プランを策定するため、豊明市男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の推進に関する事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する基本的な計画の策定及び改定に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、市民部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長及び職務代理)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

市民部長

人事秘書課長

児童福祉課長

健康課長

市民協働課長

産業振興課長

学校教育課長

生涯学習課長

男女共同参画懇話会委員(5名)

豊明市男女共同参画推進担当者設置要綱（平成18年3月20日決裁）

（設置）

第1条 豊明市の男女共同参画施策推進及び計画評価等を把握するため、各課等に男女共同参画推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進担当者は、次の事務を所掌する。

- （1） 男女共同参画プランの推進施策・事業計画実施状況の点検・報告に関すること。
- （2） 男女共同参画プランの改訂に伴う調査・回答に関すること。
- （3） その他、豊明市の男女共同参画に関する各課等での推進事業に関すること。

（任期）

第3条 推進担当者の任期は、異動等により現在の課等を離任するまでとする。

2 離任に際しては後任職員を選任し、速やかに事務局に報告するものとする。

（事務局）

第4条 事務局を市民部市民協働課に置き、推進担当者への協力を依頼するものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱でいう課等とは、豊明市事務分掌規則（平成15年12月19日規則第28号）第2条、豊明市収入役の補助組織設置規則（昭和52年4月5日規則第9号）第2条、豊明市消防本部の組織に関する規則（昭和62年3月25日規則第11号）第2条、豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和47年8月1日条例第80号）第3条、豊明市議会事務局処務規程（平成15年12月19日議会訓令第1号）第2条、豊明市教育委員会事務局処務規則（平成6年3月25日教委規則第2号）第3条及び豊明市監査委員に関する条例（昭和47年8月1日条例第16号）第3条に規定する課、室、消防署、課等、事務局をいう。

2. 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県	豊明市
1972 (昭47)	1975年を国際婦人年とすることを宣言	勤労婦人福祉法公布		市制施行
1975 (昭50)	国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 「国連婦人の十年」 (’76～’85) 決定	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置 総理府婦人問題担当室設置		
1976 (昭51)	ILOに婦人労働問題担当室設置	育児休業法施行(女子教員・看護婦・保母を対象) 民法の一部を改訂する法律施行	総務部青少年婦人室設置 婦人関係行政推進会議設置 婦人問題懇話会設置 愛知県婦人団体連名結成 「あいち婦人のつどい」開始	
1977 (昭52)		国内行動計画策定 国立婦人教育会館開館	「ちやるま あいちの女性」発刊	
1978 (昭53)		国内行動計画第1回報告書発表	愛知県地方計画・推進計画’78～’80に「婦人のために」と位置づける 県事務所に婦人総合窓口設置 婦人労働サービスセンター開設	
1979 (昭54)	女子差別撤廃条約採択		母子福祉会館開館 福祉国際交流事業開始	
1980 (昭55)	国連婦人の十年・中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) 後半期行動プログラム採択 女子差別撤廃条約署名式	国内行動計画第2回報告書発表 女子差別撤廃条約に署名	国連婦人の十年・1980年世界会議・NGOフォーラム参加 北陸・中部・近畿地区婦人問題地域推進会議開催(総理府共催)	
1981 (昭56)	女子差別撤廃条約発効	民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行	婦人職業サービスルーム開設	
1982 (昭57)			地域婦人問題開発事業開始	
1983 (昭58)		婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	「婦人労働旬間シンポジウム」開催	
1984 (昭59)	「国連婦人の十年世界会議」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	総理府「アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム」開催	婦人情報システム構想研究会開催 市町村婦人対策推進事業費補助金制度開始 婦人地域活動者表彰制度開始	
1985 (昭60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 (ナイロビ) ナイロビ将来戦略採択	国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 男女雇用機会均等法成立 女性差別撤廃条約批准	「国連婦人の十年」記念事業開始 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議・NGOフォーラム参加	
1986 (昭61)		婦人問題企画推進有識者会議設置 男女雇用機会均等法施行	婦人情報・相談・交流コーナーを愛知県婦人文化会館に開設	
1987 (昭62)		「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定	女性グループ活動交流事業開始	
1988 (昭63)			高辻センター(女性勤労サービスセンター、女性高等技術専門学校等)開館	
1989 (平1)	国連は1994年に国際家族年とすることを採択		「あいち女性プラン」策定	
1990 (平2)	ナイロビ将来戦略実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択	国際協力事業団「開発と女性」援助研究会設置	地域実践活動交流事業開始 あいち女性プラン記念講演会開催	

年	世界	日本	愛知県	豊明市
1991 (平3)		「西暦2000年に向けての 国内行動計画」第1次改定	婦人相談所移転 婦人週間記念フォーラム開 催	
1992 (平4)		育児休業法施行 婦人問題担当大臣任命	女性人材育成事業開始	
1993 (平5)		中学校で家庭科の男女必修 完全実施 パートタイム労働法施行	青少年婦人室を青少年女性 室に改称 審議会等委員への女性の登 用推進要綱策定	
1994 (平6)	「開発と女性」に関する第 2回アジア・太平洋大臣会 議開催 (ジャカルタ) 国際人口開発会議開催 (カイロ)	高等学校で家庭科の男女必 修完全実施 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「あいち農山漁村女性プラン」 策定 愛知県女性地域実践活動交 流協議会結成	教育委員会教育部生涯学習 課内に青少年女性係設置 女性講演会開催(女性に関 するアンケートを実施) 女性学級2学級開設(生涯 学習係から所管替え) 女性団体交流会開催
1995 (平7)	第4回世界女性会議開催 (北京) 「北京宣言」及び「行動綱 領」の採択	男女共同参画社会づくりに 向けての全国会議開催 育児休業等に関する法律を 育児・介護休業法に改正	「第4回世界女性会議」記 念事業実施	女性問題懇話会設置 女性学級3学級に増設 第3次豊明市総合計画に「 男女共同参画社会に向け て」を位置づける 女性行政推進講演会開催
1996 (平8)		「男女共同参画ビジョン」 答申 「男女共同参画2000年プラン」 策定	愛知県女性総合センター (ウイルあいち)開館 男女共同参画社会支援事業 開始 女性参政50年記念フォー ラム開催	女性行動計画策定に向けて の講演会開催 女性行動計画策定委員会設 置 女性問題懇話会及び女性行 動計画策定委員会において 豊橋市女性開館を視察 男女共同参画社会に関する 市民インタビュー調査
1997 (平9)		男女共同参画審議会設置法 施行 男女雇用機会均等法の一部 改正	女性問題懇話会「あいち女 性プラン」見直しの基本方 向について提言 男女共同参画推進地域フォ ーラム開催 「あいち男女共同参画2000 年プラン」策定	男女共同参画社会に関する 市民意識調査実施
1998 (平10)		「男女共同参画基本法」制 定を答申	あいち男女共同参画推進市 町村サミット開催	女性行動計画「とよあけ男 女共同参画プラン」策定
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本 法」公布、施行	「男女共同参画社会づくり シンポジウム」開催(総理 府共催)	女性議会実施
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年 会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文 書」採択	「男女共同参画基本計画」 策定 「介護保険法」施行	「あいち男女共同参画新プ ランについての意見交換会 」開催 「愛知県高齢者保健福祉計 画」策定 男女共同参画懇話会「21世 紀初頭の男女共同参画新プ ランの基本方向について」 提言	
2001 (平13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 第1回「男女共同参画週 間」 「配偶者からの暴力防止及 び被害者の保護に関する法 律」施行	「あいち男女共同参画プ ラン21」策定 「男女共同参画の実現を促 進するための県条例の基本 方向についての県民意見交 換会」開催 男女共同参画懇話会「男女 共同参画の実現を促進す るための県条例の基本方向 について」提言	

年	世界	日本	愛知県	豊明市
2002 (平14)			「愛知県男女共同参画推進条例」施行 「愛知県男女共同参画審議会」発足 「愛知県男女共同参画相談委員制度」発足 「男女共同参画月間制定」	男女共同参画フォーラム 「これからの豊明に求められる女性の人材育成」開催
2003 (平15)		「次世代育成支援対策推進及び少子化対策基本法」成立	男女共同参画フォーラム開催	男女共同参画推進事業意見交換会を実施 男女共同参画推進モデル事業（愛知県主催）「次世代に手わたそう男女共同参画社会ー女と男の未来を考える高校生集会inあいち」後援 懇話会より「男女共同参画施策に関する意見書」が市長に提出
2004 (平16)		「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定	男女共同参画チャレンジフェスタ開催	豊明市男女共同参画啓発誌「シェイクハンド」発刊（毎年1回、広報折込） 男女共同参画関連講座、事業の企画募集開始 男女共同参画担当を市民部市民協働課市民活動推進係に移管（男女共同参画担当を設置）
2005 (平17)	第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	男女共同参画に関する職員意識調査実施 豊明市女性問題懇話会を解散し、豊明市男女共同参画懇話会を設置 あいち国際女性映画祭2005豊明市会場開催 男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
2006 (平18)	第50回国連婦人の地位委員会（「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など）開催（ニューヨーク）		財団法人あいち女性総合センターから財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定	行政内部に男女共同参画推進担当を設置 あいち国際女性映画祭2006豊明市会場開催 男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
2007 (平19)				「第2次とよあけ男女共同参画プランー市と市民の協働による男女平等社会の実現をめざしてー」策定

3. 基本用語解説

NPO【Non Profit Organization】

政府や自治体から自立し、自らの意思決定ルールをもち、営利を目的とせず、不特定多数に向けた公益的活動を行う組織・団体のことで、民間非営利組織と訳される。日本においては、狭い定義で特定非営利活動法人（NPO 法人）を指す場合もあるが、一般的には、法人格の有無を問わず、民間の市民活動団体やボランティア団体を称して「NPO」と呼ばれることが多い。

非営利法人

公益に資することを目的とし、企業のように利益を追求することのない法人。社団法人や財団法人などの公益法人、社会福祉法人なども含まれる。

エイズ【AIDS】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス=Human Immunodeficiency Virus）の感染によるウイルス感染症で、免疫不全を起こし、日和見感染や悪性腫瘍などを発症してくる症候群のこと。

エンパワーメント

性別や、大人・子どもにかかわらず、あらゆる人たちとの関係において、相互の内在する力に働きかけ、その持っている力を引き出し発揮すること。政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で自己決定していく力、行動する力に転化していくこと。

介護保険制度

高齢化に対応し、日本で2000年（平成12年）度から介護保険法により設けられた社会保険制度のこと。2006年（平成18年）4月に法附則の規定に基づく制度全般が見直され、予防プランやリハビリによる、要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした『新予防給付』と、市町村が予防メニューを実施する『地域支援事業』など介護予防を重視したシステムとなった。

家庭経営協定（家族経営協定）

家族農業（畜産）経営にたずさわる各世帯が、お互いを認め尊重しつつ、対等な立場で、目的や目標を共有して、その達成のために生産と生活の両部門で取り決めを行ない遂行すること。

家庭経営

家庭における自立・独立、生きがい、予算、危機管理など、家庭が持つ価値・目標に従い、その効用を最大化させるよう各家庭が持つ資源を使用する一連の過程のこと。

家庭文化

暮らし方や暮らしのマナー、人としての生き方や価値観など、各家庭で子どもに継承される家族のつくる固有の文化のこと。子どもたちは、父親や母親を成人男女の役割モデルとして認識し、その役割を学ぶ。社会文化の最小単位である家庭生活の経験で深く染みついた社会的・文化的規範は、言語体系、生活態度、その他が社会全体の価値体系の再生産につながるといわれる。

更年期障害

更年期において、身体的、精神的不調をきたし、不快な症状（更年期症状）が日常生活に支障がでるほどひどい場合のこと。男性の場合は、うつ傾向の症状が多く見られ、子供の独立などの家庭的な状況変化や、仕事上のストレスが影響しているといわれている。

更年期

女性の閉経期前後（40歳～55歳）くらいの時期、女性ホルモン（エストロゲン）の減少に伴い更年期障害と呼ばれる様々な症状が現れる。また、20代～30代の方でもホルモンバランスが崩れ、若年性更年期障害となる人もいる。最近では、男性にも男性ホルモン（テストステロン）の分泌が緩やかに減少する45歳（45～50歳前後）くらいの期間に更年期障害があることが知られるようになった。

高齢化社会

人口構造が高齢化することで、指標としては、総人口に占める高齢人口（65歳以上）の比率が高まっていくこと。高齢人口の増加の一方、年少人口の減少とが同時並行的に進んでおり、2つの現象を合わせて少子高齢化と呼ぶことも多い。

社会の高齢化についての分類

一般的に、高齢化している社会はその高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）によって以下のように区分・呼称される。これらの用語は国連の報告書等で使用されて一般的になった。

高齢化社会	高齢化率	7%～14%
高齢社会	同	14%～21%
超高齢社会	同	21%～

固定的性別役割分担

男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、役割を固定的に決めることをいう。こういった意識が、男女どちらにとっても、個性と能力を発揮することを妨げることに繋がると指摘される。

コミュニティ

人々が共同体意識（血縁・地縁などの自然的結合等）により共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団、地域社会もしくは共同体のこと。

コミュニティビジネス

地域の住民等が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。

ジェンダー

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別・性差」という概念のこと。男女共同参画社会基本法においては「ジェンダー」という用語は使用していないのに対し、男女共同参画基本計画においては、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」と規定されている。

ジェンダーチェック

家庭・地域・職場など社会のあらゆる場面に浸透しているジェンダーをチェックし、自分の中にあるジェンダーを診断すること。ジェンダーに気づく手法として、ジェンダーチェック表として示されることが多く、チェック項目の一つ一つがジェンダーの壁を取り除くヒントにもなっており、普段の生活では気づかない「らしさ」や「男女の役割分担」に敏感になるための道具。

ジェンダーバイアス

男女の役割について固定的な観念を持つこと。「バイアス」とは「偏見」を意味し、直訳すると「社会的・文化的性差別あるいは性的偏見」となる。

時間有休制度

有給休暇を時間単位で取得できる制度のこと。国家公務員はすでに時間単位での有休休暇制度を導入している。時間単位の取得日数に上限を設けるなどして、1日単位での取得ができなくなることを防ぐよう検討が必要との指摘もある。

次世代育成支援

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するための社会全体での取り組みのこと。

2003年（平成15年）7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体および従業員が300人を超える事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容が定められた。

児童虐待

児童や幼児などに対する虐待行為のこと。肉体的な虐待のほか、性的虐待・精神的虐待・ネグレクト（育児放棄）などの行為も含まれる。幼児虐待。小児虐待。

少子化

出生率が低下し、総人口に占める子どもの人口の割合が低下すること。人口学において少子化とは、合計特殊出生率が人口置換水準（生まれた子どもが親と同年齢になったとき、子どもの数が全く同数であるために必要な合計特殊出生率のレベルで、国連では2.1を標準と推計）を相当長期間下回っている状況のことをいう。

少子高齢化

子どもの数が減っているのに対し、高齢者が増えている状況のこと。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月、第34回国連総会において採択され、1981年（昭和56年）9月に発効した。2004年（平成16年）3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年（昭和55年）7月に署名、1985年（昭和60年）6月に批准した。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

ストーカー

待ち伏せ・尾行、手紙や昼夜を問わずファックス・メール・電話など、自分が一方的に関心を抱いた相手に対して繰り返す執拗な行為、及びその行為をする人物のこと。

性別役割分業（固定的な性的役割分担意識）

性別により、役割や労働に相違があること。近代家族においては、夫婦間で一般に「男は仕事、女は家庭」という役割や労働の分業がある。このような男女間の分業、あるいはそれを前提とした社会制度のこと。性役割。

世界女性会議

1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は1975年（昭和50年）にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は1980年（昭和55年）にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は1985年（昭和60年）にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年（平成7年）到北京で開催された。

国連婦人の10年

「国連婦人の10年 平等・発展・平和」と宣言された1976年（昭和51年）～1985年（昭和60年）の10年のこと。

セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（2004年（平成16年）3月）では、セクシュアルハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアルハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（1998年（平成10年）労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。「ハラスメント」は嫌がらせを意味する。

団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）、（1951年（昭和26年）、または1956年（昭和31年）生まれまで含む場合もあり）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。作家の堺屋太一が1976年（昭和51年）に発表した小説『団塊の世代』によって登場した言葉で、団塊世代ともいう。

男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画のこと。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12年（2000年）12月12日に閣議決定された。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月23日法律第78号として、公布、施行された。

男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年（1994年）7月に閣議決定に基づき内閣に設置された。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官を副本部長とし、本部員は特命担当大臣を含む全国務大臣で構成されている。

男女雇用機会均等法

1985年（昭和60年）に制定された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。平成11年（1999年）4月1日より一部改正され、これまで事業主の努力義務となっていた募集・採用・配置・昇進について、女性に対する差別が禁止され、女性のみでの募集・配置についても原則的に禁止された。同日、労働基準法も一部改正され、女性労働者の時間外、休日、深夜労働の規制が解消され、女性の職域拡大を図り、男女間の平等な取り扱いが進むことが期待される反面、女性が主に子育てを担っている現状では、働き続けることの困難さがクローズアップされる。平成19年4月1日からは、男女に対する差別の禁止、禁止される差別の追加・明確化などがさらに盛り込まれた改正男女雇用機会均等法がスタートする。

地域資源銀行

会員の自主的な出資を元にして、出資と融資を通じて中小企業の意欲的、革新的取り組み、及び社会的に積極的な意義があると認められる市民事業（コミュニティビジネス）等を支援し、地域内資金循環のしくみをつくり、地域の活性化に貢献することを目的としたシステムのこと。

特定非営利活動促進法

営利を目的としない民間の市民団体（NPO）に特定非営利活動法人としての法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動（不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするもの）の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として平成10年（1998年）法律第7号として施行）、公布された法律。

ドメスティックバイオレンス（DV）配偶者からの暴力

狭義には、同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける家庭内暴力のこと。広義には、恋人を含む近親者、または「かつての」近親者から受ける暴力全般を指す。ドメスティックは本来「家庭の」という意味であるが、近年では DV の概念は同居の有無を問わず、近親者間に起こる暴力全般に拡大されつつある。狭義の DV と区別するため、いわゆる恋愛関係にある者の間に発生する暴力を特にデート DV と呼ぶ場合がある。

DVシェルター

DV に遭った被害者を、加害の原因たる配偶者等から隔離し、保護するための施設のこと。

認定こども園

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所の両方の役割を果たす幼保一元化施設で、次の機能を持った総合施設をいう。

【就学前の子どもに教育・保育を提供する機能】

保育に欠ける子ども（児童福祉法に規定する用語で、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童のことをいう）も、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能を有する。

【地域における子育て支援を行う機能】

すべての家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能を有する。

また、1つの基準による1つの施設の仕組みを指すものでなく、地域の事情等に応じていくつかのタイプがある。

1. 認可幼稚園と認可保育所が一体化した幼保連携型
2. 認可幼稚園が定員の空きを活用して、予め定めた枠の子どもを毎日夕方6時など一定時間まで、かつ長期の休み無しに預かる保育所的機能を備える幼稚園型
3. 認可保育所が定員の空きを利用して、「保育に欠けない子」を預かり、全ての子を対象として学校教育上の教育の目標を達成するという幼稚園機能を備える保育所型
4. 幼稚園の認可も保育所の認可もないが、幼稚園的機能および保育所的機能を有する施設

ハローワーク（公共職業安定所）

国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保する事を目的とした、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介するための、事業者にとっては求人を公告するための施設のこと。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。

フェミニストカウンセリング

男性が基準になってきたカウンセリングにおける心理学的理論や回復のための実践を、もっと女性の視点で捉え、女性の心理的問題を女性の立場に立って理解し、共有してあげるという考え方のこと。

フェミニスト

一般的に、男女同権論者、女性解放論者、女権拡張論者のこと。

フェミニストカウンセラー

セクシャルハラスメント、離婚、DVなどの女性の悩みに対し、問題を解決できる方法をもとに模索する専門性の高いカウンセラー（助言者、相談員）のこと。

フレックスタイム制

労働者が、1ヶ月以内の一定期間における総労働時間の中で、始業及び就業の時刻を自由に決定することができる変形労働時間制のこと。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的である。

北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワメントのためのアジェンダ（協議事項）を記している。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力紛争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女兒、から構成される。

ヘルス・ケア・サービス

ヘルスは「健康」、ケアは「世話すること、介護や看護」サービスは「人のために力を尽くすこと、奉仕」を指し、総じて心身の健康を支援することを意味する場合が多い。ヘルスケアは、一般的に医療機関などによる健康管理のことを意味する。従来、医療の役割は怪我や疾病の治療が主たるものと考えられがちであったのに対し、健康維持や予防医学に焦点を当てて日常的に行われる点に特徴がある。

これらの意味から、「健康状態の改善や維持のため、医療機関や保健機関だけではなく、ひとりひとりが健康の知識を高め、医療機関などによる健康管理のための医療・福祉の奉仕活動支援」と解釈できる。

保育保険

児童館・学校・保育園の公共施設などでの事故に備えて加入する「自治体総合賠償責任保険」のこと。「賠償責任保険」「補償保険」「見舞金制度」に加入している自治体が多い。施設や施設管理者に責任がある事故しか対象にならないため、施設や施設管理者の過失が証明されなければ対象ならず、補償や見舞金額が低く、保険としては不十分なものが多い。

なお、施設や施設管理者に責任があるなしに関わりなく、ボランティアや利用者のすべてが対象であり、どんな事故にも対象となる「無過失責任保険」制度を含む場合もある。

放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村の教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則として全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業。

市町村が策定する総合的な放課後対策事業の「事業計画」と同計画に基づく「事業」を総称する概念であり、市町村が実施する「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」で構成される。

児童福祉として位置づけられている学童保育を無くしていくものという懸念もあり、今後、市町村が学童保育をどう位置づけるかを定めることになる。

ボランティア

社会や地域の課題に対して関心や問題意識や貢献意欲をもち、自発的に活動に参加する個人のこと。

マネジメントサイクル (PDCA cycle)

経営用語の「管理サイクル」のことで、効果的な管理を行う為の段階。一般的には2つのマネジメントサイクルが有名である。①企画立案(Plan)→実施(Do)→評価(See)、②計画(Plan)→実行・実施(Do)→評価・点検(Check)→改善・処置・対策実行(Act.)、がある。

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの、人間の一生において年齢とともに変化する生活段階のこと。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じて、当事者である女性がもつ「性と生殖に関する健康・権利」のこと。

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。

第2次とよあけ男女共同参画プラン

—市と市民の協働による男女平等社会の実現をめざして—

豊明市

豊明市男女共同参画プラン策定委員会

豊明市男女共同参画懇話会

平成19年3月

編集：豊明市役所 市民部 市民協働課

〒470 - 1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL (0562)92-8306 FAX (0562)92-1141

E-mail:kyodo@mb.city.toyoake.lg.jp

<http://www.city.toyoake.aichi.jp/>

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています